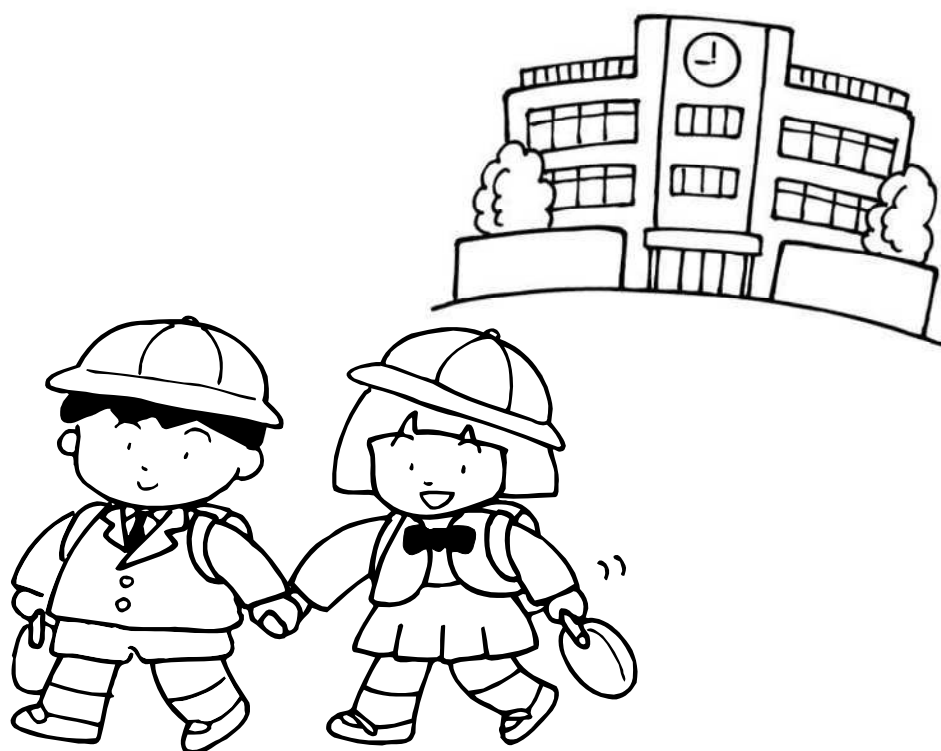


令和7年度

就学相談のしおり

～子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実～



さいたま市教育委員会

目 次

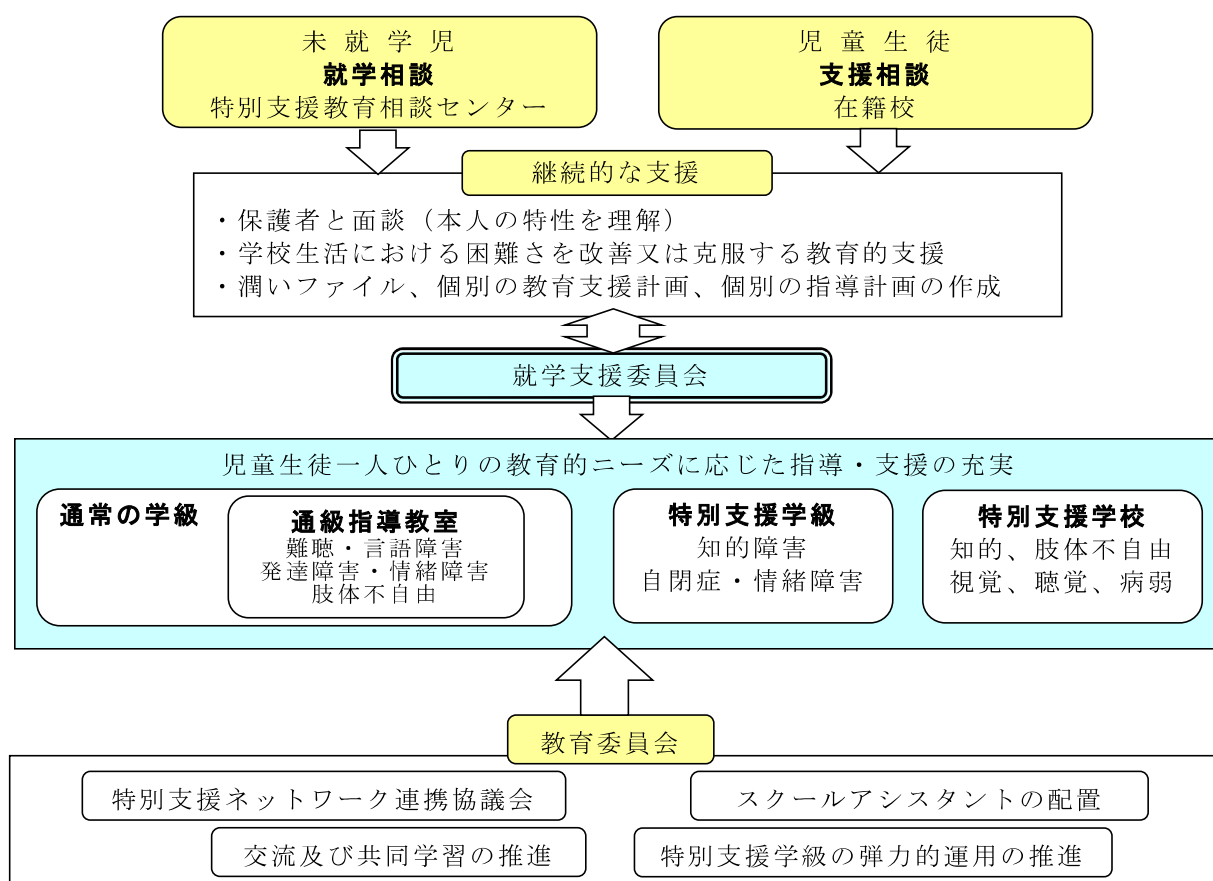
- ① さいたま市の「就学相談・支援相談」について P. 1 ~ 4
- ② 就学の手続き P. 5
- ③ 資料編
 - ・ 「特別支援学級」について P. 7 ~ 9
 - ・ 「特別支援学校」について P. 10 ~ 12
 - ・ 特別支援学級、特別支援学校等の通学区域等一覧 P. 13
 - ・ 「潤いファイル」について P. 14
 - ・ 就学相談に関わる連絡先 P. 15

さいたま市の「就学相談・支援相談」について

特別支援教育とは、障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ※¹を把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

この理念に基づき、さいたま市では、就学移行期（就学前の段階から義務教育段階への移行期）における相談を「就学相談」とし、単に就学先を決定するための相談でなく、家庭や関係機関と連携し、継続的な支援へつなげることを目指しています。

また、学齢期における特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する支援の方法や体制について相談することを「支援相談」とし、一人ひとりの生きる力を育てていくための課題を明らかにし、そのために必要な支援を考えていきます。



※¹「教育的ニーズ」とは児童生徒が自立し、積極的に社会参加するための一人ひとりの課題のこと。その子にあった教育的ニーズを見出すためには、その子の実態を的確に把握し、本人・保護者の願い、社会の要請等を踏まえ、長期的な視点に立って総合的に考察する必要があります。

1 就学相談

さいたま市では、お子さんの発達を全体的にとらえ、それを伸ばさせようとする考え方を基盤に、就学相談を行います。

就学相談では、特別支援教育に関わる様々な情報を提供するとともに、お子さんの健康状態、発達や障害の状態などについて総合的に実態を把握し、お子さんのもっている力を伸ばすための教育的支援や教育的ニーズについて保護者とともに考えます。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う観点から、それに最も対応できる教育形態^{※2}を保護者の方とともに考えます。

そして、就学後の継続した相談・支援につなげるために、「潤いファイル」（詳しくは P14）を保護者が作成・活用することを援助します。

さらに、就学相談で保護者と確認し、必要に応じて就学後へつなげる相談・支援を行います。

2 就学支援委員会

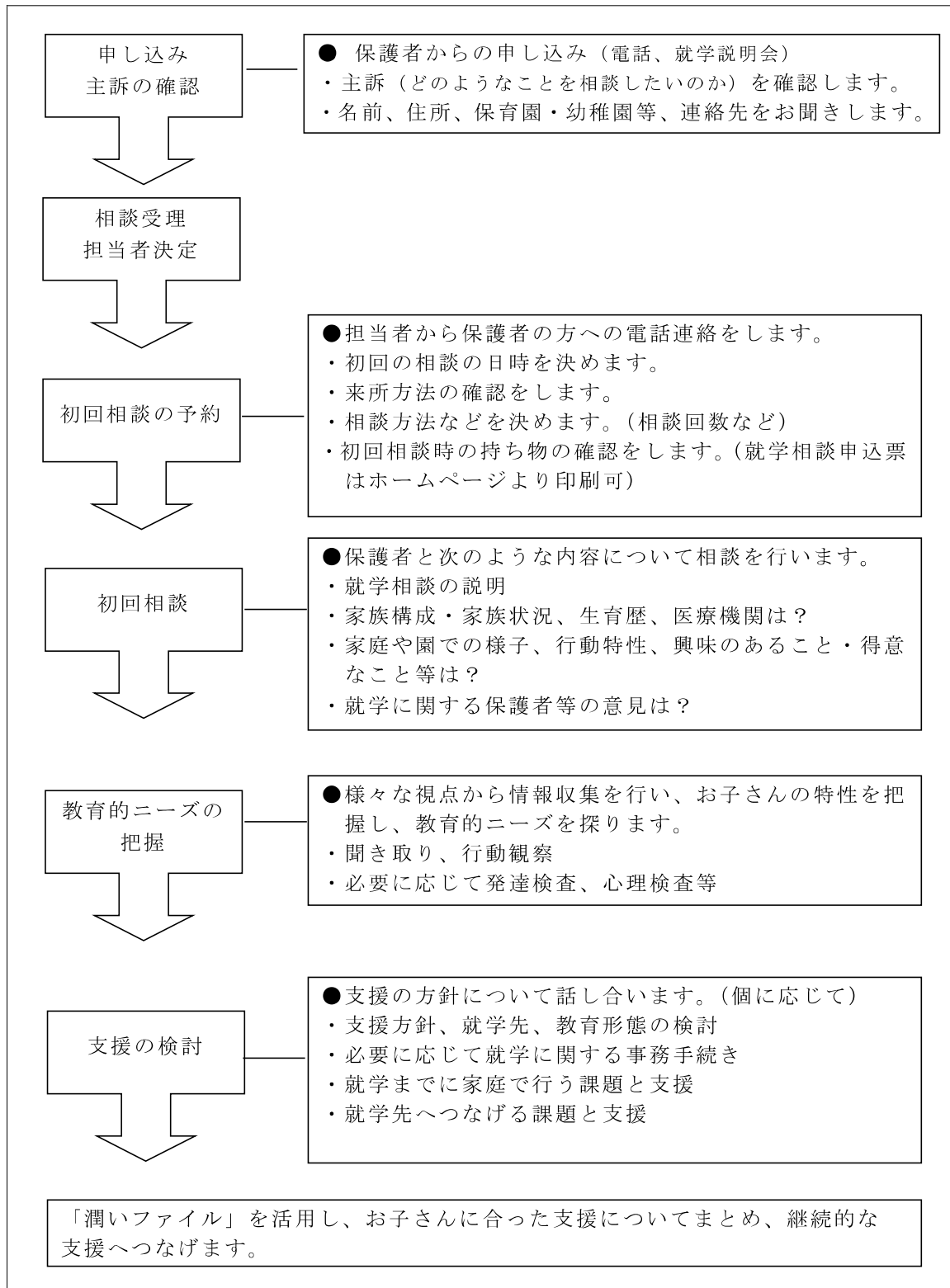
医師、福祉関係者、学識経験者、教育関係者等が委員となり、専門的な立場から、お子さんにとって必要な教育的支援や最も適切と考えられる教育形態について教育委員会に助言を行います。

3 就学する学校の決定

就学支援委員会の意見をもとに特別支援教育相談センターの相談担当と保護者とで十分に相談し、就学する学校を決めます。

※2 「教育形態」とは、ここでは「通常の学級」「特別支援学級」「特別支援学校」のことを指します。

4 就学相談の流れ



5 就学相談の年間の計画

点線枠：保護者の相談・活動

★手続き

●教育委員会主催

月	主な内容	通常の学級希望	特別支援学級希望	特別支援学校希望
3月		●就学相談申込み		
4月	<相談開始>	(就学相談のしおり等の配付、各教育形態の特徴、教育課程の説明、今後の相談の流れの説明)		
5月	・就学相談の流れを知りましょう。			
6月	・様々な教育形態とその特徴を知りましょう。	特別支援学級の見学① ★特別支援教育相談センターへ 見学申込書を提出		
7月	・お子さんの発達や特性について理解を深め、教育的ニーズを見つけましょう。	特別支援学校の説明会、見学会、体験等 (6月～10月ごろ) ★県立特別支援学校は保護者が直接申込み、市立特別支援学校は特別支援教育相談センターへ		
8月				
9月	・お子さんの教育的ニーズに応じた支援を考えましょう。	特別支援学級の見学② ★特別支援教育相談センターへ 見学申込書を提出		
10月		就学支援委員会①への保護者の意見の確認 ● 就学支援委員会① 就学支援委員会の意見をもとに検討		
		就学支援委員会②への保護者の意見の確認 ★特別支援学校就学手続き書類の作成		
11月	・専門家等の意見も参考にしながら、教育形態を決めましょう。	● 就学支援委員会② 就学支援委員会の意見をもとに検討 ★入級願の提出		
12月	・就学に向けての課題や支援について考えましょう。 ・就学に向けての課題を確認し、準備に取り組みましょう。	就学支援委員会③への保護者の意見の確認 特別支援学校の就学相談会		
1月		● 就学支援委員会③ 就学支援委員会の意見をもとに検討 ★入級願の提出		
2月		小学校の入学説明会への出席 特別支援学校の体験入学、入学説明会等への出席		
3月				

6 就学時健康診断

来年度小学校に入学予定のお子さんを対象に、10～11月頃、健康状態や発達の状態（視力、聴力、知能、眼科、歯科等）について検査します。学区の小学校で受診します。受診にあたり心配な事がございましたら、担当者に御相談ください。

就学の手続き

就学支援委員会の意見を参考にしながら就学相談を継続して行い、その結果、①埼玉県立特別支援学校②さいたま市立特別支援学校③特別支援学級に就学を希望する場合には、就学手続きを行います。

手続きは、就学する学校によって異なりますので、ご注意ください。

1 県立特別支援学校の就学手続き

- (1) 特別支援教育相談センターで就学相談票を記入します。
- (2) お子さんと保護者が、就学を予定する県立特別支援学校の就学に係る相談会に参加します。(12月)
- (3) 埼玉県の教育委員会から入学通知書が届きます。(1月末)
- (4) 入学する県立特別支援学校の入学説明会に参加します。

2 市立特別支援学校の就学手続き

- (1) 特別支援教育相談センターで就学支援票と入学願を記入します。
- (2) お子さんと保護者が、就学を予定する市立特別支援学校の入学予定者相談会に参加します。(11月)
- (3) さいたま市の教育委員会から入学通知書が届きます。(1月末)
- (4) 入学する市立特別支援学校の入学説明会に参加します。

3 特別支援学級の就学手続き

- (1) 特別支援教育相談センターで特別支援学級入級願を記入します。(1月末まで)
- (2) 入学する小学校の入学説明会に参加します。

資料編

- 「特別支援学級」について
- 「特別支援学校」について
- 特別支援学級・特別支援学校等の通学区域等一覧
- 「潤いファイル」について
- 就学相談に関わる連絡先

「特別支援学級」について

特別支援学級は、障害が比較的軽い児童生徒のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級で、「知的障害」「自閉症・情緒障害」の学級があります。

【 特別支援学級の特長 】

＜少人数の指導＞

特別支援学級では1学級が8名以内で編制され、少人数の集団で児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導が行われます。



＜個に応じた指導＞

各教科の学習の到達度、社会生活における課題などは、児童生徒一人ひとり様々な実態があります。

特別支援学級では、個に応じて指導の目標や内容、方法を工夫し、一人ひとりの障害の種類や状態、特性、発達段階に応じた指導を行っています。また、社会参加や自立を目指すための学習を行っています。

特別支援学級では、次のようなことに重点をおいて指導しています。

- (1) 日常生活についての指導を日々積み重ね、基本的な生活習慣の確立に努めています。
- (2) 個々の発達段階に応じた目標を設定し、基礎学力の定着・体力の向上に努めています。
- (3) 経験を広げ、社会参加への意欲や好ましい人間関係を育てるために、交流及び共同学習を行っています。
- (4) 将来の社会的な自立を見通して、進路指導の充実を図っています。
- (5) 家庭との連携を密に取り、協力して教育にあたっています。

※ さいたま市では、居住地により通学区域を設定しています。

※ 特別支援学級では、学校ごとに見学日が設定されています。申込みは、特別支援教育相談センターで受け付け、特別支援学級の見学申込書を記入します。

1 知的障害特別支援学級

【対象となる児童生徒】

知的発達の遅れがあり、日常生活を営むのに見守りや言葉かけ等の一部支援が必要で、社会生活への適応を促す必要がある児童生徒が対象です。

※さいたま市では、知的障害と自閉症・情緒障害を併せ有する児童生徒は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」に在籍しています。

【指導内容】

児童生徒の障害の程度を考慮し、知的障害の特別支援学校における各教科の内容を参考にした学習を行っています。

また、学習内容は、抽象的なものより具体的なものの方が効果的であり必要であることから、実際の教材や場面を通して、教科等を合わせた指導を行うこともあります。

さらに、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」の学習を、教育活動全体を通して、あるいは自立活動の時間を設けて指導します。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

【対象となる児童生徒】

自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が苦手である児童生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が難しい児童生徒が対象です。

※さいたま市では、知的障害と自閉症・情緒障害を併せ有する児童生徒は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」に在籍しています。

【指導内容】

児童生徒の障害の程度を考慮し、知的障害の特別支援学校における各教科の内容を参考にした学習を行ったり、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えた学習を行ったりしています。

あわせて、自閉症など障害の特性に応じて、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関することを学習しています。

日課表の一例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(朝の会) / 自立活動「ぐんぐんタイム」				
2	教科別の指導「体 育」				
3	教科別の指導 「国 語」	教科別の指導 「国 語」	生活単元学習	教科別の指導 「国 語」	教科別の指導 「図画工作」
4	教科別の指導 「算 数」	教科別の指導 「算 数」	生活単元学習	教科別の指導 「算 数」	教科別の指導 「図画工作」
給食指導・清掃・昼休み					
5	教科別の指導 「音 楽」	生活単元学習	自立活動 「ぐんぐん タイム」	教科別の指導 「音 楽」	教科別の指導 「算 数」
6		教科別の指導 「国 語」	教科別の指導 「国 語」	委員会/ クラブ	生活単元学習

どちらの特別支援学級も日課表を一週間ほぼ同じ流れにし、生活の見通しをもちやすくしたり、視覚的な手がかりを積極的に活用したり、教室を構造化したり、児童生徒が理解しやすい言葉かけに配慮したりするなど、落ち着いて学習できるよう配慮します。

指 導 例

＜日常生活の指導＞（各教科等を合わせた指導）

朝の会や帰りの会、給食、係活動等の学校生活全般を通して取り組みます。物の管理や身だしなみなどの基本的な生活習慣を身に付け、健康に過ごす生活習慣や自立する態度、集団生活のマナー等の学習を行います。

＜生活単元学習＞（各教科等を合わせた指導）

学校行事、季節の行事や具体的な生活上の課題を解決するための活動を通して、見通しをもって生活する力や集団で生活する力を育て、自立に向けて必要な内容を指導します。



＜教科別の指導＞

国語・算数(数学)・図画工作(美術)・音楽・体育（保健体育）等の各教科の基礎的・基本的な内容について、児童生徒の発達段階に応じた学習をします。内容によっては、課題別の小集団で学習することもあります。

＜自立活動＞

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のため「自立活動」の学習を行います。時間割の中に授業として組み入れるとともに、学校生活全般において指導します。

ことばの適切な理解や使い方、他者との意思の伝え合いや人との円滑なかわり方、場に応じた行動をとること、感情のコントロールなどを実際の場面に応用できるよう配慮しながら指導します。

「特別支援学校」について

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を学習します。

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校があり、個々の障害の状態に応じた弾力的な教育を行っています。



【 特別支援学校の特長 】

<少人数の指導>

特別支援学級よりさらに少ない人数で学級が編制されており、1学級は小学部、中学部ともに6名以内で編制されます。（重複学級は3名以内）

<自立活動>

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識や技能、態度及び習慣を養うことをねらいとしています。「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分で構成されています。

【 指 導 内 容 】

特別支援学校では、児童生徒の実態に即した教育課程を編成し、一人ひとりの障害の特性に応じた指導の内容や方法を工夫しています。また、施設設備の充実を図るとともに、障害に応じた特色ある教具等を準備・活用して指導にあたっています。

【 交流及び共同学習 】

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことをねらいとしています。

特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校で学習する「交流及び共同学習」は、地域との関係を深める機会ともなります。

- ※ 特別支援学校では、学校ごとに見学日が設定されています。市立の見学申込み受付は特別支援教育相談センターで行います。県立・国立の見学は各特別支援学校で直接受け付けます。（県立・国立の見学については各特別支援学校のホームページを御確認ください。）
- ※ さいたま市に住む幼児児童生徒が通園・通学する特別支援学校は、市立（肢体不自由、知的障害※高等部のみ）、県立（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）、国立（知的障害）があり、居住地により通学区域等が設定されています。
- ※ 埼玉県立・さいたま市立の特別支援学校はスクールバスがあり、各学校で運行ルートが決まっています。

病弱の特別支援学校

病弱の特別支援学校は、隣接する病院に入院している児童生徒が対象です。

知的障害の特別支援学校

<就学基準>

- ① 知的発達の遅れがあり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度もの
- ② 知的発達の遅れの程度が①に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

知的障害の子どもたちのための教科の内容を中心にした教育課程を編成し、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分把握した上で、生活に役立つ内容を実際の体験を重視しながら、個に応じた指導や少人数の集団で指導を進めています。（文部科学省より）

- 発達段階に合わせて教育課程を編成し、具体的な活動を通して、生活に結びついた内容を指導していきます。
- 身辺自立の技能と習慣を身に付け、社会に適応する力や社会参加・自立していくための知識・技能及び態度を養うことに重点を置いています。
- 自立活動を行っています。

日課表の一例（小学部低学年の例）

校時	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導（着替え・係の仕事・朝の会・朝の運動等）				
2	日常生活の指導		自立活動	日常生活の指導	
3	国語/算数	生活単元 学習	国語/算数	国語/算数	生活単元 学習
4	音 楽		体 育	音 楽	図画工作
5	日常生活の指導 （給食の準備・給食・食事の片付け・歯磨き等）				
6	遊びの指導				
7	日常生活の指導（帰りの仕度・帰りの会）				

小学部では基本的な生活習慣や日常生活に必要な言葉の指導など、中学部ではそれらを一層発展させるとともに、集団生活や円滑な対人関係、職業生活についての基礎的な事柄の指導などが行われています。

（文部科学省より）

日課表の一例（中学部の例）

校 時	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導（着替え・係の仕事・朝の会等）				
2	保健体育				自立活動
3	国語/算数	作業学習	生活単元 学習	国語/算数	作業学習
4	音 楽			美 術	
5	日常生活の指導（給食）				
6	生活単元 学習	作業学習	国語/算数	職業・家庭	総合的な 学習の時間
7	日常生活の指導（帰りの仕度・帰りの会）				

- * 授業の1単位時間は、学校や地域、児童生徒の実態に応じて、学校ごとに弾力的に設定しています。登校は9時頃、下校は15時頃となります。

視覚障害の特別支援学校

＜就学基準＞両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

- 幼稚部から高等部まで、視覚障害児者のための一貫した教育を行っています。
- 遠隔地からの通学が困難な児童生徒のために寄宿舎が設けられています。
- 小・中学部では小・中学校と同じ教科等を視覚障害に配慮しながら学習するほか、自立活動の学習を行っています。
- 状態等に応じて、触って物の形や大きさ等を理解したり、音やにおいを手がかりとして周りの様子を予測したり確かめたりする学習や、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導していきます。
- 知的発達の遅れを伴う場合は、知的障害の特別支援学校の教育課程を参考にします。
- 特色ある教材・教具を使って指導しています。（点字図書や録音テープ、拡大教材など）

聴覚障害の特別支援学校

＜就学基準＞両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

- 幼稚部から高等部まで、聴覚障害児者のための一貫した教育を行っています。
- 遠隔地からの通学が困難な児童生徒のために寄宿舎が設けられています。
- 小・中学部では小・中学校と同じ教科等を聴覚障害に配慮しながら学習するほか、自立活動の学習を行っています。
- 聴力を最大限に活用する指導（聴覚活用の指導）を行うとともに言葉の習得を図る指導（言語指導）を行っています。
- 知的発達の遅れを伴う場合は、知的障害の特別支援学校の教育課程を参考にします。
- 特色ある教材・教具を使って指導をしています。（発音指導用教具、動く絵日記、手作り紙芝居、音遊び用びっくり箱、挿絵や吹き出し、映像機器など）

肢体不自由の特別支援学校

＜就学基準＞

- ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等の日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- ② 肢体不自由の状態が①に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

- 一人ひとりの障害の状態や発達の段階を十分に把握した上で、小・中・高等学校に準じた教育を行うとともに、身体の動きの改善やコミュニケーションの力の向上を図るための自立活動の指導も行います。
- 実態に応じて、知的障害の特別支援学校の学習内容を行うことがあります。また、自立活動を中心に学習することもあります。
- 身体の動きに応じて、適切な補助具や工夫した教材・教具を活用します。

日課表の一例（小学部の例）

※ 知的障害特別支援学校の教育課程を取り入れた場合

校時	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導（着替え・係の仕事・朝の会等）				
2	自立活動				
3	自立活動	国語/算数	生活単元学習	国語/算数	自立活動
4	図画工作	生活単元学習	生活単元学習	体育	音楽
5	給食				
6	生活単元学習	音楽	国語/算数	遊びの指導	国語/算数
7	日常生活の指導（帰りの仕度・帰りの会）				

特別支援学級・特別支援学校等の通学区域等一覧

【さいたま市立小・中学校特別支援学級の通学区域】
 知的障害特別支援学級／自閉症・情緒障害特別支援学級
 （学事課の定める通学区域に準じます。）

【さいたま市における特別支援学校の通学区域等一覧（小・中学部設置校のみ）】
 （１）国立特別支援学校

種別	学校名	学 部					志願者の資格 （一部抜粋）
		幼	小	中	高	専	
知的障害	埼玉大学教育学部附属特別支援学校		○	○	○		徒歩または公共の交通機関による通学時間が1時間以内の地域

（２）埼玉県立特別支援学校（令和7年4月現在）

種別	学校名	学 部					さいたま市における通学区域
		幼	小	中	高	専	
視覚障害	特別支援学校塙保己一学園	○	○	○	○	○	全域
聴覚障害	特別支援学校大宮ろう学園	○	○	○	○	○	全域
知的障害	浦和特別支援学校		○	○	○		次の中学校区（岸、大谷場、大谷口、白幡、南浦和、原山、三室、東浦和、尾間木、美園、美園南）
	大宮北特別支援学校		○	○	○		次の中学校区（日進、指扇、土屋、馬宮、大宮西、植水、宮前、八王子、与野南、与野東、与野西、桜木、三橋、大成、常盤、内谷、土合、田島、上大久保、大久保）
	上尾かしの木特別支援学校		○	○	○		次の中学校区（宮原、七里、大谷、大宮八幡、片柳、大砂土、大宮東、大宮北、大宮南、第二東、泰平、植竹、土呂、大原、本太、木崎）
	岩槻はるかぜ特別支援学校		○	○	○		岩槻区及び次の中学校区（春里、春野）
肢体不自由	蓮田特別支援学校		○	○	○		緑区のうち東北自動車道より西側、見沼区、北区・大宮区・浦和区・南区のうち高崎線より東側の地域
	和光特別支援学校		○	○	○		さいたま市のうち高崎線より西側の地域及び中央区
	宮代特別支援学校		○	○	○		岩槻区
	越谷特別支援学校		○	○	○		緑区のうち東北自動車道より東側
病弱・身体虚弱	けやき特別支援学校		○	○			県立小児医療センターに入院している児童生徒
	けやき特別支援学校伊奈分校		○	○			県立精神医療センターに入院している児童生徒
	蓮田特別支援学校		○	○	○		国立病院機構東埼玉病院に入院・通院している児童生徒
	東松山特別支援学校 こころのケアハウス嵐山学園内教室		○	○			社会福祉法人慈徳院こどもの心のケアハウス嵐山学園に入所している児童生徒

（３）さいたま市立特別支援学校

種別	学校名	学 部					通学の範囲
		幼	小	中	高	専	
知的障害	ひまわり特別支援学校				○		全域
肢体不自由				○	○	○	西区全域、北区全域、大宮区全域、中央区全域、桜区全域並びに、見沼区及び岩槻区の旧 16 号（県道 2 号）より北側の地域
	さくら草特別支援学校			○	○	○	浦和区全域、緑区全域、南区全域並びに、見沼区及び岩槻区の旧 16 号（県道 2 号）より南側の地域

「潤いファイル」について

「潤いファイル」は、さいたま市が作成した、保護者（お子さん）と支援機関等との連携を円滑にするための個別ファイルです。特別な支援を必要とするお子さんが、切れ目ない支援を受けるために活用できます。出生から成人期までの成長の様子と支援機関（教育・医療・福祉・保健・労働）で受けてきた支援の計画や内容を1冊にまとめることで、支援機関等との情報共有や適切な支援方法の検討に役立てることができます。

（１）「潤いファイル」の管理について

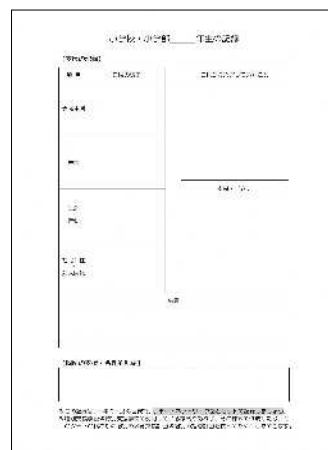
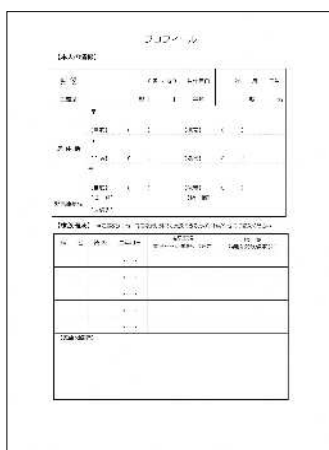
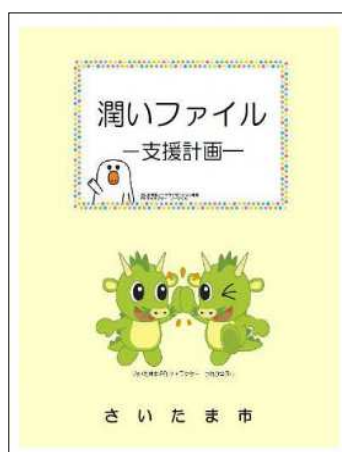
「潤いファイル」は、保護者又はお子さんが管理します。

ファイルされた内容については、支援機関において相談・支援を受ける際に開示することになると考えられます。記入にあたっては、必要な内容のみを選んで記入するようにしましょう。

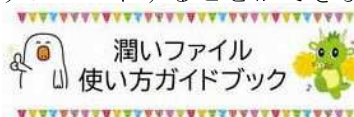
また、必要に応じて、支援機関でシート等の写しを求められる場合がありますので、よく相談の上、提供について御判断ください。

（２）「潤いファイル」の記入について

ファイルの各シートへの記入や必要な資料（情報）の綴じ込みについては、支援機関と相談の上、進めてください。各支援機関の業務等の都合で支援機関による記入・資料の提供ができない場合が考えられます。相談・支援の内容を保護者がメモし、ファイリングするなど、柔軟に御活用ください。



「潤いファイル」のおすすめの活用方法や記入例については
「潤いファイル 使い方ガイドブック」をご覧ください。
二次元コードよりダウンロードすることができます。



就学相談に関わる連絡先

☆☆☆☆☆ さいたま市教育委員会 特別支援教育相談センター ☆☆☆☆☆

特別支援教育に関わる相談を行います。主な相談内容は「未就学児の就学相談」「児童生徒の教育相談」です。相談は、特別支援教育相談センターひまわり（西区）と特別支援教育相談センターさくら草（緑区）で行っています。

○ 特別支援教育相談センターひまわり

住所：さいたま市西区三橋 6-1587（市立ひまわり特別支援学校内）

☎ 048-623-5879

FAX 048-623-5979

○ 特別支援教育相談センターさくら草

住所：さいたま市緑区三室 636-80（市立さくら草特別支援学校内）

☎ 048-810-5030

FAX 048-874-8522

☆☆☆☆☆ さいたま市教育委員会 特別支援教育室 ☆☆☆☆☆

特別支援教育全般の事務を取り扱います。

○ 特別支援教育室

住所：さいたま市浦和区常盤 6-4-4

（さいたま市役所第二別館 1 階）

☎ 048-829-1667

FAX 048-829-1990



さいたま市の特別支援教育のホームページにアクセス
できます。

🔍 検索



この冊子は 1,000 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 80.4 円（概算）です。